



インドで活躍中!!公認会計士岩瀬先生が教える 使える!!インドの会計・財務の豆知識

第45回目 FDI(外国直接投資 Foreign Direct Investment)の規制緩和について



<代表者経歴> 岩瀬雄一 公認会計士(日本) 税理士(日本)

2000年に大手監査法人東京事務所に入所。製造業を中心に、USGAAP、IFRS、日本会計基準の会計監査業務を手掛ける。'07年10月よりインド事務所へ赴任し'10年11月に日本に帰任
2011年9月にFair Consulting India開業。複雑なインドの税務や手続きの多い会社等の設立は豊富な実務経験と、インド専門家のネットワークが不可欠です。

このほどインド政府は、2015年6月3日付のPress Note No.6及びNo.7(いずれも2015 Series)のリリースにより、インドへの外国直接投資に係る規制を一部緩和する決定をしました。

当該Press Noteリリースにより外国企業(インド国外に居住するインド人<NRIs Non Resident Indians>を含む)にもたらされる恩恵は、①インドへの投資にあたりインド政府の内閣経済委員会(CCEA Cabinet Committee on Economic Affairs)による事前の承認を要する投資案件の金額基準が従来の200億ルピーから300億ルピーへ引き上げ(Press Note No.6)、及び②NRIs(Non Resident Indians)と総称される、インド国外に居住するインド人によるインドへの投資が従来は外国直接投資とされていたものをインド国内における投資とみなされる(Press Note No.7)といった2点です。

①の投資金額基準は多額であることから、インドへの大型投資を誘致したいModi政権の意向を汲んだものとなっており、インド企業の買収等を計画している外国企業等の大手に対する恩恵となります。また②についてもNRIsといわれるインド国外居住インド人に係るもので日系企業への直接的な恩恵は限定的ですが、今般のリリースはインド政府による外国直接投資を促進させたい意図を示すものであります。

また①については、インドへの進出企業が「政府による個別事前承認ルート」に該当する場合、その際の出資金額が300億ルピー以上であればFIPBよりも上位の機関にあたるCCEAという内閣機関の承認を得なければならないことから、さらにその認可取得は困難なものになるところ、今回のリリースにおいてその金額基準を緩和したというものです。また②についてはNRIsによる投資をインド国内投資とみなし外国直接投資規制の域外にすることにより投資を促進させる効果を狙っておりますが、さらに今回のリリースにおいては当該NRIsに係る定義の変更も行っています。このNRIsにあてはまる範囲が従来より広くなっており、これも規制緩和の一部となっています。

今般のリリースを含め外国直接投資に係る規制のベクトルは緩和・外資誘致促進となっておりますが、これまでの経緯からインド国内の経済的弱者等の保護等のため政策的に規制を強化することもインド政府は厭わず実行しています。出資比率等の規制変更等については、新規及び既存進出企業におかれても多大な影響を受ける可能性がありますので、投資タイミング等のビジネス機会獲得目的と併せて関連規制のアップデートが肝要となります。

Fair Consulting India Pvt.Ltd.

インド進出アドバイス歴8年以上の稀少な日本人公認会計士を筆頭に実務に基づいたスピーディーなサービスをご提供。進出後の監査・税務なども日本語にてしっかりとサポート致します。東京・大阪の日本オフィスにおいてもお気軽にご相談も承ります。

グルガオン No. 170A-170B, 1st Floor, Tower B, Spaze I-Tech Park, Sector 49, Sohna-Gurgaon Expressway, Gurgaon-122002, India

チェンナイ Door No.66 Kavay Tower 2nd Floor, Velachery Road, Little Mount, Saidapet, Chennai-India
バンガロール No805 A Wing, 8th Floor, Mittal Tower, M.G. Road, Bangalore-India

岩瀬携帯 +81-90-6669-3586 Mobile (Japan) +91-99711-83945 Mobile (India)

mail: yiwase@faircongrp.com URL: <http://www.faircongrp.com/network.html>

Fair Consulting Group

東京オフィス 〒104-0045東京都中央区築地4-1-12 ビュロー銀座1102号室

大阪オフィス 〒530-0001大阪府北区梅田2丁目5番25号ハービスOSAKAオフィスタワー12F

- 現法・駐在員事務所・支店設立
- 会社法・税務監査 ● 法人税申告・納税代行
- 個人所得税申告・納税代行
- 移転価格税制対応 ● 各種間接税対応
- 記帳代行 ● 各種ガバナンス対応
- M&A アドバイザリー

【その他拠点】香港/上海/蘇州/ハノイ/ホーチミン/シンガポール/台北/ジャカルタ/バンコク/クアラルンプール/マニラ/メキシコ